令和７年４月

令和７年度　大子町立袋田小学校「学校いじめ防止基本方針」

Ⅰ　いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1　いじめの定義

いじめとは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2　基本理念

（１）全ての児童が安心して楽しく学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行う。

（２）児童の生命及び心身を最優先で保護するため、国、県、市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行う。

（３）児童生徒が、一人一人の違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指して行う。

3　いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

4　学校及び教職員の責務

（１）基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所、関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認識した場合またはいじめの疑いがあると認められる場合には、適切かつ迅速にこれに対処する。

（２）いじめに類する行為をしてはならず、かつ、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童に与える影響を十分に理解して授業その他の教育活動を行う。

（３）基本理念にのっとり、児童生徒に対し、いじめを行ってはならないことについて、分かりやすく教育するよう努める。

5　保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることを自覚し、いじめの防止等について自ら学ぶとともに、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、並びに規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努める。

Ⅱ　いじめの防止等のための対策の内容

1　基本的施策

（１）学校におけるいじめの未然防止

①　児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

②　いじめを未然に防止するため、保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する児童の自主的な活動を支援する。また、児童と保護者、教職員に対するいじめ防止の重要性の理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

（２）いじめの早期発見のための措置

①　いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

②　職員集会において生徒指導報告を行い、いじめにつながる情報を共有する。

③　児童、保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」を整備する。生活アンケートや子ども相談フォームを実施する。

④　相談体制を整備するに当たり、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

（３）いじめの防止等のための教職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を実施するとともに、いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

①　発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処することができるよう、児童及び保護者に対して必要な啓発活動を行う。

②　児童がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める。

③　インターネットを通じていじめが行われた場合、いじめを受けた児童又は保護者は、いじめに係る情報の削除を求めることができる。また、発信者情報の開示を請求しようとするとき、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

2　いじめの防止等に関する措置

（１）いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該担任、関係者）、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する「いじめ防止対策委員会」を置く。

（２）いじめに対する措置

①　児童等がいじめを受けていると思われるとき、速やかに、当該児童に係るいじめの事実の有無を確認するとともに、その結果を大子町教育委員会に報告する。

②　いじめがあったことを確認した場合、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童の安全を確保する。そして、その再発を防止はもちろんのこと、いじめに関わった双方（加害・被害）児童

のよりよい成長と発達のため、複数の教職員及び学校外の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童と保護者に対するケアと支援、加害児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。また、双方の保護者に、学校の対応への理解と協力をお願いする。

③　いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするための措置が必要であると判断した場合、その措置を速やかに講ずる。

④　教職員が児童や保護者に対して支援、指導、助言を行うに当たり、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

⑤　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めたとき、所轄警察署と連携してこれに対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

（３）校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、児童がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、学校育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加える。

3　重大事態への対処

（１）次に掲げる事態（以下「重大事態」）が生じた場合、これに対処し、同種の事態の発生を防止するため、速やかに、質問票の使用等適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

①　いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（２）調査を行ったとき、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

（３）重大事態が発生した旨を、大子町教育委員会を通じて大子町長に報告する。

4　学校評価における留意事項

いじめの事実を隠蔽せず、またいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

（１）いじめの早期発見への取組

（２）いじめの未然防止や再発防止をするための取組

〈参考〉「大子町いじめ防止基本方針」